

所得税 R4 令和 4 年 (Ver.22.10) のリリース

令和 4 年分の所得税確定申告に対応した所得税 R4 令和 4 年 (Ver.22.10) のリリースについてご連絡いたします。

1. 発行プログラム

システム名	リリース	(データ変換対象)
所得税 R4 令和 4 年	22.10 ※1	21.10 ※2

※1 E i ボード 22.10 以降がインストールされた環境が必要です。

※2 Ver.21.10 (令和 3 年版) で繰越処理済みのデータは「旧データ」として、データ選択画面に表示されます。データ選択により「データ変換処理」が行われ、本バージョン (Ver.22.10) で使用できるようになります。なお、本バージョンより一括データ変換機能も追加対応しますので、データ変換をまとめて行うこともできます。

2. 日程 (予定)

提供方法	提供日
E i ボードダウンロードマネージャー	2023 年 1 月 20 日 (金)
エプソン会計システム「マイページ」	
CD 送品 (CD オプション契約の方)	2023 年 1 月 30 日 (月) 送品開始

3. 電子申告更新用プログラム(e1)の予定

電子申告 R4 Ver.22.20 とともに、2023 年 1 月 27 日 (金) にダウンロード提供を開始します。

4. システムの主な対応内容 (予定)

4-1. 税制改正および改正に伴う様式変更に対応

令和 4 年分の所得税確定申告から適用される税制改正に対応するとともに、それに伴い変更される各種様式変更 ([5. 様式の変更内容](#) 参照) に対応します。

4-2. 一括データ変換に対応

複数データをまとめてデータ変換処理を行える機能 (=一括データ変換) を追加します。

4-3. 「寄附金控除に関する証明書 (xml データ)」の取り込みに対応

ふるさと納税サイトなどで発行される「寄附金控除に関する証明書 (xml データ)」の取り込みに対応します。

業務メニュー 所得控除入力

閉じる(Esc) 前の控除(F2) 次の控除(F3) 上書き(F9) **ファイル取込(F7)** 控除種類表示(F8) ヘルプ(F1)

追加(A) 挿入(I) 削除(D) 切取(X) 取消(Z) コピー(C) 貼付(V) 項目コピー(K) 上へ移動(P) 下へ移動(W)

○ 社会保険料控除 13
○ 共済等掛金控除 14
○ 生命保険料控除 15
○ 地震保険料控除 16
○ 寡婦控除 17 0,000
○ ひとり親控除 18 0,000
○ 勤労学生控除 19 0,000
○ 障害者控除 20 0,000
○ 配偶者控除 21 300,000
○ 配偶者特別控除 22 0,000
○ 扶養控除 23 0,000
○ 基礎控除 24 480,000
⑨~⑩までの計 25 860,000
○ 雑損控除 26
○ 医療費控除 27
● **寄附金控除** 28
合計 29 860,000

2 ファイル取込(F7)

3 実行(F10) キャンセル(Esc) ヘルプ(F1)

各種ふるさと納税サイトよりダウンロードした「寄附金控除に関する証明書 (XMLデータ)」を取り込むことができます。 (詳しくはヘルプを参照)

C:\Users\sample1\Downloads\ふるさと納税sample.xml [参照]

寄附金控除に入力されている「特例控除対象(ふるさと納税)」の明細は全て削除する

寄附金の種類	寄附年月日	寄附先の所在地	寄附金額
1 特定寄附金(2~4を除く)	令和 3年 4月 1日	寄附先の名称	
1 特定寄附金(2~4を除く)	令和 3年 5月10日	長野県松本市	20,000
1 特定寄附金(2~4を除く)	令和 3年 6月 5日	山梨県北斗市	35,000
1 特定寄附金(2~4を除く)	令和 3年 10月11日	長崎県佐世保市	30,000
1 特定寄附金(2~4を除く)	令和 3年 11月10日	神奈川県横浜市	7,000
1 特定寄附金(2~4を除く)	令和 3年 11月10日	兵庫県洲本市	8,000

「寄附金控除に関する証明書 (xml データ)」に含まれる寄附金明細の内容が取り込まれます。

5. 様式の変更内容

システムで対応している帳票に関して、以下の帳票に変更がありました。(主なもののみを記載)

5-1. 確定申告書 A 様式の廃止

A 様式が廃止となり、B 様式に一本化されました。

令和 〇〇 年 〇 月 〇 日 令和 〇〇 年分の 所得税及び復興特別所得税の 申告書 FA2202

納税地 〒 個人番号 (マイナンバー) 生年月日

現在の住所 又は 居所 氏名

フリガナ

従来は「B」(または「A」の表記がありました、一本化により、表記がなくなりました。

5-2. 確定申告書 第五表の廃止

ワンスオンリー (=一度提出した情報は、二度提出することを不要とする) の原則を徹底する観点から、修正申告に使用していた第五表は廃止になり、これまで第五表に記載していた増加額等の記載欄が第一表に追加されました。

所得金額等	時	計
1 事業等	①	
2 農業	②	
3 不動産	③	
4 利子	④	
5 配当	⑤	
6 給与	⑥	
7 公的年金等	⑦	
8 業務	⑧	
9 その他	⑨	
⑦から⑩までの計	⑩	

算	計
復興特別所得税額 (43×2.1%)	(44)
所得税及び復興特別所得税の額 (43+44)	(45)
外国税控除等 (46)	(46)
源泉徴収税額	(47)
申告納税額 (48-49-①-②)	(48)
予定納税額 (第1期分・第2期分)	(49)
第3期分 納める税金の税額 (49-①)	(50)
修正前の第3期分の税額 (課税の場合は票に必ず記載)	(51)
修正申告 第3期分の税額の増加額	(52)
合計 所得金額	(53)

修正申告により増加する税額等は、従来第五表に記載することになっていました。

5-3. 更正の請求書 「更正前の課税標準額等又は税額等」欄の削除

第五表同様に、ワンスオンリーの原則を徹底する観点から、「更正前の課税標準額等又は税額等」欄の記載が不要となり、「請求額」のみとなります。

▼変更前（令和3年分）

「更正前の課税標準額等又は税額等」の記載が不要となります。

5-4. 収支内訳書（一般用） 業務に係る雑所得の改正による様式変更

令和4年分の申告から、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が1,000万円を超える方が確定申告書を提出する場合に収支内訳書の添付が必要となります。

この改正に対応するため、収支内訳書（一般用）に「営業等」と「雑（業務）」とのいずれかを示す項目が追加されました。

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

6. 連動対象アプリケーション

連動対象アプリケーションは下表のとおりです。（昨年から変更ありません。）

青色申告決算書/収支内訳書 取り込み	財務 R4 (会計、Professional、Basic、Lite、Lite for IKX)
減価償却費計算書 取り込み	減価償却 R4、減価償却応援 R4
所得 取り込み	報酬請求 R4

以上、よろしくお願いたします。